

松山市新型コロナウイルス対策 利子補給金制度のご案内

松山市中小企業資金融資制度の利用者で、
新型コロナウイルスの影響により、
売上が減少している事業者は、
無利息の融資を受けることができます

<松山市中小企業資金融資制度とは>

松山市中小企業資金融資制度は、松山市が融資制度の運用資金を指定金融機関に預託するとともに、愛媛県信用保証協会が信用保証を行うということによって運用されているもので、松山市と愛媛県信用保証協会並びに指定金融機関の三者の相互協力により、松山市内の中小企業者の経営の安定及び設備の近代化に必要な資金の融通を円滑にし、もって中小企業の振興を図ることを目的に設けられた制度です。

<松山市新型コロナウイルス対策利子補給金の概要>

■対象者：次の要件を満たすもの。

- ①中小企業振興資金もしくは中小企業経営安定化資金の利用者であること
- ②令和2年4月9日～令和3年3月31日までに融資を実行していること
- ③令和2年2～3月もしくは申請の直近2ヶ月の月平均売上高が、前年同期の売上高と比較して10%以上減少していること

■対象期間：中小企業振興資金・・・融資を受けた月から5年以内

中小企業経営安定化資金・・・融資を受けた月から7年以内

■利子補給率：年1.5%以内

<申込先>

株式会社伊予銀行・株式会社愛媛銀行・愛媛信用金庫（市内及び市内近郊店舗）